

# 定 款

**フ。リマハム株式会社**

# 定 款

## 第 1 章 総 則

(商号)

第 1 条 当社はプリマハム株式会社と称し、英文では Prima Meat Packers, Ltd. と表示する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 食肉の加工製造および販売
2. 水産物の加工製造および販売
3. 農産物の加工および販売
4. 調理食品、弁当・惣菜類の製造および販売
5. 清涼飲料・酒類等飲料の製造および販売
6. 調味料、香辛料の製造および販売
7. 乳製品、パン・菓子類の製造および販売
8. 油脂の製造および販売
9. 缶詰・瓶詰食品、その他一般食料品の製造および販売
10. ペットフード、飼料、肥料の製造および販売
11. 医薬品、医薬部外品、検査用試薬、動物用医薬品の製造および販売
12. 食肉関係機械・機器の製造および販売
13. 牧場の経営
14. 飲食店の経営
15. 不動産の売買、貸借およびその仲介
16. 労働者派遣事業および人材育成のための研修会、講習会ならびにセミナーの企画・運営
17. 貨物自動車運送事業および貨物利用運送事業
18. 倉庫業
19. 以上の目的達成に関連ある一切の業務

(本店)

第 3 条 当社は本店を東京都品川区に置く。

(機関)

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告の方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載して行う。

## 第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、7,000 万株とする。

(自己株式の取得)

第 7 条 当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当社の普通株式の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利) 第 9 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に規定する単元未満株式の売り渡しを請求する権利

(単元未満株式の買増し)

第 10 条 当社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規定に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当会社に請求することができる。ただし、請求時に当社が売り渡すこととなる数の自己株式を保有していない場合は、この限りではない。

(株主名簿管理人)

第 11 条 当社は、株式につき、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により定め、これを公告する。
3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては、これを取扱わない。

(株式取扱規定)

第 12 条 当社の株式に関する手続およびその手数料等については、取締役会の定める株式取扱規定による。

## 第 3 章 株 主 総 会

(招集)

第 13 条 定時株主総会は、毎年 6 月に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 14 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

2. 前項のほか、必要があるときは取締役会の決議により、あらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。

(議長)

第 15 条 株主総会の議長は、取締役社長がこれにあたり、取締役社長に支障があるときはあらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役がこれに代る。

(電子提供措置等)

第 16 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

(決議方法)

第 18 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

## 第 4 章 取締役および取締役会等

(取締役の定員)

第 19 条 当社の取締役は、20 名以内とする。

(取締役の選任)

第 20 条 取締役は、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第 21 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役)

第 22 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

(役付取締役)

第 23 条 取締役会は、その決議により取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(執行役員)

第 24 条 執行役員は、取締役会の決議により選任する。なお、執行役員の身分、職務等については取締役会が定める執行役員規定による。

2. 取締役会は、その決議により、執行役員の中から社長執行役員を選定するほか、その他の役付執行役員を選定することができる。

(取締役会)

第 25 条 取締役会は、取締役をもって組織し、特に法令または本定款の定める事項のほか、当社の重要な業務執行を決定する。

2. 取締役会に関する事項については、取締役会で定める取締役会規定による。

(取締役会の招集通知および決議)

第 26 条 取締役会の招集の通知は、各取締役および各監査役に対し会日の 4 日前に発するものとする。ただし、緊急の場合にはこの日を短縮することができる。

2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

3. 取締役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもってこれを決する。

(取締役の責任の一部免除)

第 27 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、会社法第 423 条第 1 項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には損害賠償責任を限定する契約を締結できる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

## 第 5 章 監査役および監査役会

(監査役の定員)

第 28 条 当社の監査役は、4 名以内とする。

(監査役の選任)

第 29 条 監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3. 当社は、会社法第 329 条第 3 項の規定に基づき、法令に定める監査役に員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。

4. 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(監査役の任期)

第 30 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

ただし、前条第 3 項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合、当該監査役の任期は、補欠監査役としての選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができない。

(常勤の監査役)

第 31 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会)

第 32 条 監査役会は、監査役全員をもって組織し、特に法令または本定款の定める事項のほか、監査役の職務執行に関する事項を決定する。

2. 監査役会に関する事項については、監査役会で定める監査役会規則による。

(監査役会の招集通知または決議)

第 33 条 監査役会の招集の通知は、各監査役に対し会日の 4 日前に発するものとする。ただし、緊急の場合にはこの日を短縮することができる。

2. 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役の責任の一部免除)

第 34 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、会社法第 423 条第 1 項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には損害賠償責任を限定する契約を締結できる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

## 第 6 章 計 算

(事業年度)

第 35 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの 1 年とする。

(期末配当の基準日等)

第 36 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第 37 条 当社は、毎年 9 月 30 日を基準日として、取締役会の決議によって、中間配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第 38 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 5 年を経過したときは、当社はその支払の義務を免れる。

(註) 最終改定

2022 年 6 月 28 日